

# 東京HIV診療ネットワーク 会則

平成13年5月23日 改訂

平成14年5月14日 改訂

平成15年5月13日 改訂

平成16年4月20日 改訂

平成23年6月14日 改訂

(名称)

第1条 当会を東京HIV診療ネットワークと称する。

(目的)

第2条 当会は、HIV感染者の診療を向上させるための活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 当会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) HIV感染者の直接救援。
- 2) 地方自治体・厚生労働省等政府機関並びに公共機関との交渉。
- 3) 医療機関との交渉。
- 4) ネットワークミーティング・症例検討会などの開催。
- 5) その他第2条の目的を達成するために必要と認められる事業。
- 6) 前号に付帯する一切の事業。

(事務局)

第4条 当会は、事務局を東京都新宿区西新宿6-7-1 東京医科大学病院 臨床検査医学講座内に置く。

(会員)

第5条 当会の会員は、本会の主旨に賛同し入会を希望する医療に関わる個人とする。

(役員)

第6条 当会には、次の役員を置く。

- 1) 代 表 1名
- 2) 事務局長 1名
- 3) 幹 事 5名以上
- 4) 会 計 1名
- 5) 監 事 2名

(役員を選任)

第7条 ①役員は、当会構成員の中から幹事会が選任し総会の承認を経て決定する。

②事務局長、監事及び会計は、幹事の中から選任し幹事会の承認を経て決定する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。

(役員の仕事)

第9条 ①代表は、当会を代表し会務を統括する。

②事務局長は、代表を補佐し、幹事会を召集・運営する。

③幹事は、代表・事務局長と共に幹事会を構成し、会務の執行にあたる。

④会計は、当会の会計を担当する。

⑤監事は、当会の会計を監査する。

(秘密主義)

第10条 当会の役員等は、この会に関わる個人のプライバシーに対して守秘義務を負う。

(役員の仕事)

第11条 当会の会員は、総会に出席した会員の3分の2以上の決議をもって役員を解任できる。ただし、役員の仕事請求並びに決議の議案については、事前に会員に通知しなければならない。

(顧問)

第12条 ①当会には顧問を置くことができる。

②顧問は代表が幹事会の承認を経て委嘱する。

③顧問は、幹事会に出席し意見・助言を述べるることができる。

(幹事会)

第13条 ①幹事会は、事業に関する重要事項、日常の運営方針等を協議し、決定する。

②幹事会の決議は、内規等に別段の定め無き限り、代表及び幹事の過半数をもって決する。

③幹事会の決議は、緊急等の場合、議案の持ち回りによって決議することができる。

④幹事会には、必要に応じて、議決権のないオブザーバーの参加を認める。

(総会)

第14条 幹事会は、年に1回会員総会を招集し、必要に応じて臨時総会を招集する。

(会則の変更)

第15条 本会則は、総会に出席した会員の3分の2以上の決議をもって変更できる。

(事業年度)

第16条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(定例会決議)

第17条 事業に関する重要事項、日常の運営方針等の決議は定例会参加者の3分の2以上の承認をもち幹事会へ提出することができる。

(会員資格の喪失)

第18条 会員は次の各号の1つに該当する場合には、会員資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡したとき

(3) 2年以上会員資格の確認に対しての意思表示を事務局に連絡しない場合

(4) 除名されたとき

(除名)

第19条 会員が、本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反するような行為をしたとき、もしくは会員としての義務に違反したときは、総会の議決により除名することができる。